

パナファミリー傷害保険

〈団体総合生活補償保険(MS&AD型)〉

【保険期間】
2024年8月1日
午前0時から1年間*
保険料の払込方法:2024年8月以降
毎月給与控除されます。
*募集要領をご参照ください。

ケガ ・死亡 ・後遺障害
・入院 ・通院 ・手術

賠償責任 自転車による
賠償事故 など

NEW 選べるオプション

・携行品損害 ・受託物賠償
・弁護士費用 ・救護者費用



割引率*
約**59%**
適用!

ご家族も
加入可能!



退職後も
継続できて安心!



*詳細は12ページをご覧ください。

2024年度のお知らせ

1 一生涯の補償!

現役時のご加入内容のまま、退職後も継続が可能

2 幅広い補償!

- 日常生活賠償保険金額の保険金額を2億円から**3億円にアップ**
- 全コース・セットに**熱中症危険補償特約を自動セット**
- 4つの《選べるオプション》を新設**
- 保険金額を本人と配偶者は同額、その他親族は半額に変更
- 入院支払対象期間を180日から**1,095日に拡大**

3 プランのシンプル化!

安心アップコースを廃止
*Wセットは一律、個人コース:
Zセットへ読替



ご注意

カフェポイントは一斉募集時のみ申請可能です。【期初申請】
(前年ポイントは継続されません。)
*詳細はPs Cafeメニューにてご確認ください。



パナファミリー傷害保険 おすすめポイント!

ケガの備え



POINT 1

国内外を問わず、
24時間ケガを
補償!

¥



POINT 2

入院・通院を
1日目から、1日のみ
でも補償!



POINT 3

自転車事故・
交通事故による
ケガも補償!



通勤通学中・就業中・家事中・旅行中・趣味のスポーツ中などのケガをまとめて補償!

賠償事故の備え



POINT 1

国内外を問わず
補償*

¥



*海外の場合一部対象外となる補償あり

POINT 2

自転車保険の
代わりにおすすめ!
(各自治体の自転車条例
へも対応)



POINT 3

日本国内の場合、
示談交渉サービス
付き!



高額になるリスクのある賠償事故を1回の事故につき**3億円**を限度に補償!

補償UP!

NEW その他の備え



携行品損害

偶然的な事故により携
行品に損害が発生し
たとき



受託物賠償

日本国内で預かった受
託物に破損・紛失・盗
難が発生し、法律上の
損害賠償
責任を負わ
れたとき



弁護士費用

日本国内の偶然的な事故
により被害者となり、法
律上の損害賠償請求や
法律相談を行ったとき



救護者費用

捜索救助費用等が発
生したとき



さまざまなニーズに合わせて選べるオプションが登場しました!

Check!

昨年度と今年度の基本補償
の違いはこちらの2次元
コードをご覧ください。



保険の内容や保険料試算
等はこちらの2次元コード
より「パナソニック保険サー
ビスHP特設ページ」もご
覧ください。



基本補償 [保険料と保険金額]

*家族コース(団体総合生活補償保険(MS&AD型)家族型)
*夫婦コース(団体総合生活補償保険(MS&AD型)夫婦型)
*個人コース(団体総合生活補償保険(MS&AD型)個人型)

家族コース



セット名	X	A	B	C	D	E
保険料(月払)	1,700円	2,660円	4,290円	6,020円	7,380円	8,540円

保険金額

本人・配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
	傷害入院保険金日額	2,000円	3,000円	5,000円	8,000円	11,000円	14,000円
	傷害通院保険金日額	1,500円	1,500円	3,000円	4,500円	5,000円	5,000円
	傷害手術保険金	入院中 10,000円	入院中 30,000円	入院中 50,000円	入院中 80,000円	入院中 110,000円	入院中 140,000円
家族(親族)	傷害死亡・後遺障害保険金額	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円
	傷害入院保険金日額	1,000円	1,500円	2,500円	4,000円	5,500円	7,000円
	傷害通院保険金日額	750円	750円	1,500円	2,250円	2,500円	2,500円
	傷害手術保険金	入院中 10,000円	入院中 15,000円	入院中 25,000円	入院中 40,000円	入院中 55,000円	入院中 70,000円
日常生活賠償保険金額(限度額)		1回の事故につき3億円限度					

夫婦コース



セット名	Y	F	G	H	J	K
保険料(月払)	1,200円	1,870円	3,010円	4,200円	5,140円	5,950円

保険金額

本人・配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
	傷害入院保険金日額	2,000円	3,000円	5,000円	8,000円	11,000円	14,000円
	傷害通院保険金日額	1,500円	1,500円	3,000円	4,500円	5,000円	5,000円
	傷害手術保険金	入院中 10,000円	入院中 30,000円	入院中 50,000円	入院中 80,000円	入院中 110,000円	入院中 140,000円
日常生活賠償保険金額(限度額)		1回の事故につき3億円限度					

個人コース



セット名	Z	L	M	N	P	Q
保険料(月払)	690円	1,060円	1,680円	2,330円	2,850円	3,300円

保険金額

本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
	傷害入院保険金日額	2,000円	3,000円	5,000円	8,000円	11,000円	14,000円
	傷害通院保険金日額	1,500円	1,500円	3,000円	4,500円	5,000円	5,000円
	傷害手術保険金	入院中 10,000円	入院中 30,000円	入院中 50,000円	入院中 80,000円	入院中 110,000円	入院中 140,000円
日常生活賠償保険金額(限度額)		1回の事故につき3億円限度					

- すべてのコースに天災危険補償特約および熱中症危険補償特約がセットされています。
- 個人コースは被保険者1名につき1セットのみのご加入となります。ただし、安心アップコース(Wセット)から個人コース(Zセット)に自動読替されたものは除きます。
- この保険のご加入、オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償・特約の対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。上記以外のセットはご用意しておりませんので、日常生活賠償特約と同様の補償内容の保険契約が他にある場合は、ご注意ください。
- 保険金額の合計額(他社契約も含めた合計額)が下表の金額を超えないように設定してください。

15才以上の被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	2億円	15才未満の被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	5,000万円
	傷害入院保険金日額	30,000円		傷害入院保険金日額	15,000円
	傷害通院保険金日額	20,000円		傷害通院保険金日額	10,000円

選べるオプション

⚠️ ご自身のご希望に合うオプションをお選びください。
(注)オプションのみのご加入はできません。

携行品損害

(携行品損害補償特約)
(新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット)
(携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約セット)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に補償します。

こんな時にお役に立ちます



カメラを落として壊してしまった



ハンドバッグをひったくられた

基本補償の加入コース▶	家族コース	夫婦コース	個人コース
セット名	1R	2R	3R
保険料(月払)	270円	210円	180円

保険金額	携行品損害 保険金額	保険期間を通じて 30万円限度 (自己負担額:1事故につき5,000円)
------	---------------	---

(注)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、一部5万円限度のものもございます。詳細は7ページをご覧ください。

弁護士費用(弁護士費用特約)

ご自身やご家族が保険期間中の偶然な事故により被害者になった場合の、弁護士費用等や法律相談費用などを補償します。

こんな時にお役に立ちます

歩行中自転車で衝突されてケガをし、その被害について法律上の損害賠償請求を行い、相手との交渉が必要になった



基本補償の加入コース▶	家族コース	夫婦コース	個人コース
セット名	1T	2T	3T
保険料(月払)	140円		

保険金額	弁護士費用等 保険金額	1事故1被保険者ごとに 300万円限度 (法律相談費用保険金額は10万円)
------	----------------	--

受託物賠償(受託物賠償責任補償特約)

受託物に損壊・紛失・盗難が発生し、受託物所有者に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

※日本国内での受託物のみ補償

こんな時にお役に立ちます

友人に借りたカメラを過ぎて壊してしまった



基本補償の加入コース▶	家族コース	夫婦コース	個人コース
セット名	1S	2S	3S
保険料(月払)	20円		

保険金額	受託物賠償責任 保険金額	保険期間を通じて 30万円限度 (自己負担額:1事故につき5,000円)
------	-----------------	---

救済者費用(救済者費用等補償特約)

緊急な捜索・救助活動が必要となり、捜索救助費用が発生した場合や、救済者(親族)が現地に赴く際の費用(交通費・宿泊費など)が発生した場合などに補償します。

こんな時にお役に立ちます

海外でケガをして14日以上入院し、家族が日本からかけた



基本補償の加入コース▶	家族コース	夫婦コース	個人コース
セット名	1U	2U	3U
保険料(月払)	40円	20円	10円

保険金額	救済者費用等 保険金額	保険期間を通じて 300万円限度
------	----------------	------------------

コース選択のポイント

家族コース

子ども、両親など補償の対象となる家族の人数が多い方に最適なコース。(本人以外は無記名で補償されるため家族の人数は保険料には影響しません。)



夫婦コース

夫婦だけの方、子どもが独立した夫婦に最適なコース



個人コース

- 未婚の一人暮らしの方に最適なコース。
- 家族コースでは補償の対象とならない次の方々の加入コース。(別居の既婚の子ども、別居の両親、別居の兄弟姉妹等)



加入資格者(お申込人となれる方の範囲)

パナソニックホールディングス株式会社およびパナソニックホールディングス株式会社の関係会社の役員、社員、常勤嘱託*、雇員、定時社員、パートの方に限ります。

*個別の契約に基づきます。



被保険者本人となれる方および各補償ごとの被保険者(補償対象者)の範囲

被保険者本人とは、加入申込票の被保険者欄に記載(入力)された方をいいます。

なお、オプション補償については、ご加入いただいた場合の被保険者の範囲となりますのでご注意ください。また、「各補償ごとの被保険者(補償の対象者)の範囲」のイメージ図は、加入資格者本人が被保険者本人となった場合のイメージ図となります。

(*同居・別居の別および続柄の判断基準は14ページをご覧ください。)

家族コース

被保険者本人となれる方の範囲

上記加入資格者のみです。

加入資格者本人

各補償ごとの被保険者(補償の対象者)の範囲

▼被保険者本人、配偶者、同居の親族*2、別居の未婚の子*3

基本補償	オプション	オプション
ケガ	携行品損害	救援者費用*1
基本補償	オプション	オプション
日常生活賠償*4	受託物賠償*4	弁護士費用

夫婦コース

被保険者本人となれる方の範囲

上記加入資格者のみです。

加入資格者本人

各補償ごとの被保険者(補償の対象者)の範囲

▼被保険者本人および配偶者

基本補償	オプション	オプション
ケガ	携行品損害	救援者費用*1

▼被保険者本人、配偶者、同居の親族*2、別居の未婚の子*3

基本補償	オプション	オプション
日常生活賠償*4	受託物賠償*4	弁護士費用

個人コース

被保険者本人となれる方の範囲

上記加入資格者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)*です。

別居の方でもOK | 加入者本人と同居の方ならOK

各補償ごとの被保険者(補償の対象者)の範囲

▼被保険者本人のみ(左記のうち加入申込票の被保険者欄に記載された方のみ)

基本補償	オプション	オプション
ケガ	携行品損害	救援者費用*1

▼被保険者本人、配偶者、同居の親族*2、別居の未婚の子*3

基本補償	オプション	オプション
日常生活賠償*4	受託物賠償*4	弁護士費用

(※1) 救援者費用については、「救援対象者」の範囲を記載しています。詳細は14ページをご覧ください。
 (※2) 同居の親族とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 (※3) 別居の未婚の子とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。また「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 (※4) 日常生活賠償・受託物賠償の場合、本人および上記のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(注)を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

募集要領

保険期間

2024年8月1日午前0時から2025年8月1日午後4時までの1年間

※ただし翌年度も引き続きご加入の場合、本加入内容の適用は2025年7月31日午後12時までとし、翌日午前0時から翌年度加入内容での適用となります。

保険料の払込方法

2024年8月給与より毎月給与控除されます。

自動継続方式

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

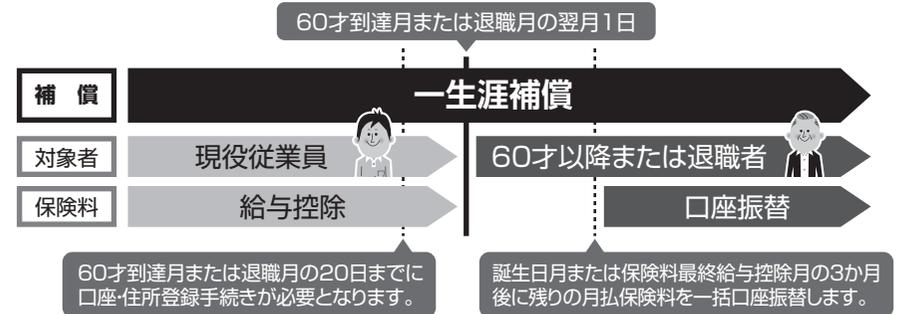
(注) 従業員ご本人さまが60才到達時または退職時は、補償継続のため別途手続きが必要です。詳しくは「60才到達時または退職時の手続きに関するご案内」をご覧ください。



60才到達時または退職時の手続きに関するご案内

補償を継続いただくにあたり、口座・住所登録手続きが必要となります。

(注) 期日までに口座・住所登録手続きがない場合、最終保険料給与控除月翌月1日をもって補償が終了となります。
 *所定のOB会にご入会の場合は、「パナソニックグループOB団体傷害保険」にご加入いただくことも可能です。



60才到達または退職後の保険についてはホームページにてご確認ください。



ホームページ | ご退職予定の方へ

https://panasonic.co.jp/pisj/qr/taisuyoku_count.html

60才到達または退職後の新規加入手続き書類をメールにてご請求いただけます。



資料請求 | お問い合わせ

https://panasonic.co.jp/pisj/qr/ob_inquiry_count.html

Check!

「自分は自転車事故なんて起こさないから保険は不要」
 それってホントに大丈夫?

パナファミリー傷害保険にご加入の方で、保険金をお支払いした件数

自転車事故時のケガ **90件!!** | 賠償責任事故 **60件!!**

*128件中、1位 自転車事故(60件)、2位 接触・落下等による破損(54件)、3位 水漏れ(6件)

パナファミリー傷害保険に加入して、万が一の際にも
 保険金を受取って安心できるよう備えましょう!!



2021年8月1日~1年間のパナファミリー傷害保険保険金お支払い実績(支払金額TOP1000件)より



共通

Q1 期中でのコース変更はできますか？

A1 結婚・出産等により、新たに配偶者・子ども・同居の親族を補償の対象とするためなどの期中でのコース変更に関り可能です。可能なコース変更につきましては本パンフレット(12ページ)をご確認ください。

補償変更日:申込日(毎月10日締切)の属する月の翌々月1日午前0時より補償
ご結婚予定、ご出産予定、両親と同居予定の方は事前にパナソニック保険サービス株式会社までご連絡ください。お手続きのご案内をさせていただきます。

Q2 家族コースに加入しており、配偶者と子どもを残して単身赴任することになりました。その家族とは別居になりますが、ケガや賠償責任は補償の対象となりますか？

A2 配偶者は従業員本人との別居・同居を問わず補償の対象となります。
子どもは保険始期日時または保険金支払事由発生時点において、従業員本人または配偶者いずれかと同居か、従業員本人または配偶者どちらとも別居でも未婚であれば補償の対象となります。

Q3 保険金の請求に「診断書」の提出は必要ですか？

A3 保険金請求額が30万円以下の場合、診療状況申告書で診断書に代えることができます。

Q4 病気による入院・通院は補償の対象になりますか？

A4 急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害(これの直接の結果としての入院・通院)が対象ですので、病気による入院・通院は補償の対象なりません。

Q5 受け取った保険金に税金はかかりますか？

A5 お受け取りになった傷害死亡保険金以外の保険金は、すべて非課税です。
傷害死亡保険金については、相続税・贈与税・所得税の対象となることがありますのでご注意ください。(2023年12月現在であり、今後変更となる場合があります。)

Q6 住所が変更となりました。何か手続きは必要ですか？

A6 パナファミリー傷害保険は住所の登録がない福祉制度のため、住所変更のお手続きは必要ありません。

Q7 パナファミリー傷害保険の加入を証明する資料はありますか？

A7 下記の発行方法から、ご自身で発行いただけます。
発行方法:わたしの保険手帳ログイン ⇒ ご契約詳細情報へ ⇒ ご加入内容のお知らせ ⇒ ファイルを開く ⇒ 印刷

◆わたしの保険手帳
インターネット: https://iweb.is.jp.panasonic.com/cont/pisj/hoken_techu/login.html
インターネット: https://insurance.jpn.panasonic.com/login_techu.html

保険会社発行の加入証明書が必要な場合は、下記よりご依頼ください。
(発行には1週間程度かかります。)

◆加入証明書発行対応部署【業務部】
https://tasukekun.jp/form/pub/pisj/gyoumu_kanyu



基本補償

Q1 家族コースに加入しており、両親と同居していましたが、転勤により別居となりました。その両親がケガをした場合、補償の対象となりますか？

A1 保険金支払事由発生時点では別居ですが、保険の始期日時時点で同居であれば補償の対象となります。ただし、確認資料を必要とする場合があります。

Q2 柔道整復師や鍼灸師による治療は補償の対象になりますか？

A2 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。なお、整体師が行う整体術やカイロプラクティックなど民間の資格に基づき行われている医療類似行為は医師の指示の有無にかかわらず、お支払いの対象となりません。

Q3 母親が昨年「老人ホーム」に入所しています。家族コースに加入しようと思いますが、母親がケガをした場合、補償の対象となりますか？

A3 各種老人ホーム等に入所されている場合個別に実態を確認したうえでの判断となりますが、その生活実態から「生活の拠点」がその施設であると判断される場合には、別居扱いとなり、補償の対象となりません。別途、「個人コース」へのご加入をおすすめします。

Q4 身体に既存の障害がある場合で、ケガにより通院をしたときの支払いはどうなりますか？

A4 被保険者が被った事故によるケガが次のいずれかの影響により重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
①ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響
②ケガを被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

Q5 地震によるケガ(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)は補償の対象になりますか？

A5 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガについても補償の対象となります。

Q6 ケガで傷口を縫合した場合、傷害手術保険金の対象になりますか？

A6 創傷処理に該当した場合には、傷害手術保険金の補償の対象となりません。

Q7 子どもが先日野球時になりました。傷害保険金の対象になりますか？

A7 いわゆる野球肘やテニス肘等、継続・反復して腕を使用したことにより炎症が発生し痛みが生じる場合は、傷害保険金の支払い要件である「急性性」や「偶然性」を伴わないため、補償の対象となりません。

Q8 転倒し、右手小指の付根辺りを骨折しました。この場合、通院日数だけでなくギプスをして期間も合算して補償されますか？

A8 指の骨折等については、ギプス等で固定している期間は通院日数とみなさないため、実通院日数のみが補償の対象となります。

Q & A

日常生活賠償

Q1 日常生活賠償特約は、借用住宅(扉・壁・窓ガラス・床)や学校からの貸与されるPC・タブレット・スマホなどに損害を与えた場合の賠償責任も補償の対象ですか？

A1 いいえ、補償の対象となりません。他人から借りたり預かったりした物(賃貸物件、学校貸与のPC・タブレットを含みます。)を壊したことによる損害賠償責任は補償の対象外となります。
ただし、選べるオプションのうち受託物賠償をセットされた場合、学校から貸与されたPC・タブレット・スマホ等が補償の対象となります。建物は補償の対象となりませんのでご注意ください。



Q2 自転車で人に接触してケガをさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合、日常生活賠償特約の対象になりますか？

A2 対象となります。ただし、状況に応じてお互いに責任(過失)が発生するケースもありますので、その場合は責任(過失)割合分についてのお支払いとなります。
※ほかに同種の保険を契約されている場合であっても、保険金は重複したお支払いにはなりません。
※電動アシスト自転車、車いす(電動・手動)、シニアカーによる場合も対象です。



Q3 スポーツ中の賠償事故も補償の対象になりますか？

A3 法律上の損害賠償責任を負うケースであれば、補償の対象となります。ただし、スポーツ競技者同士のように、互いに危険が予想される中での事故の場合には、法律上の損害賠償責任が認められないケースがあります。



携行品損害

Q1 腕時計を飲食店に置き忘れて見つからない場合、携行品損害の補償の対象になりますか？

A1 置き忘れ、紛失は対象となりません。
盗難は対象となりますが、警察への盗難届の提出が必要です。損害の額は再調達価額によって定めます。11ページ【※印の用語のご説明】の「再調達価額」の記載をご参照ください。

Q2 対象となる主たる携行品を教えてください。

A2 【対象となる主な携行品】
カメラ、カバン、洋服、釣り具、ゴルフ用品、テニス用品、補聴器、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン(タブレット)、メガネ、サングラス、車いす(電動・手動) 等
※家(敷地も含む)の外の事故に限ります。
【対象外となる主な携行品】
クレジットカード、電子マネー、自転車、コンタクトレンズ、義歯 等
詳細は10ページ【補償対象外となる主な携行品】の記載をご参照ください。



受託物賠償

Q1 友人から借りたカメラを飲食店に置き忘れて見つからない場合、受託物賠償の補償の対象になりますか？

A1 置き忘れ、紛失も対象となります。損害の額は時価額が限度となります。

Q2 対象となる主たる受託物を教えてください。

A2 【対象となる主な受託物】
カメラ、カバン、洋服、釣り具、ゴルフ用品、テニス用品、補聴器、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン(タブレット)、メガネ、サングラス、自転車、車いす(電動・手動) 等
【対象外となる主な受託物】
日本国外で受託した物、通貨、有価証券、貴金属、自動車、建物 等
詳細は10ページ【補償対象外となる主な受託物】の記載をご参照ください。



弁護士費用

Q1 遺産相続について弁護士費用特約を使用できますか？

A1 いいえ、できません。
日本国内における偶然な事故により、被保険者の身体や生活用資産に被害を被り、法律上の損害賠償請求を行った場合や法律相談を行った場合に補償の対象となります。



救済者費用

Q1 救済者費用とはどんな費用が対象になりますか？

A1 救済対象者が遭難した場合の捜索・救助また移送する活動費用、救済者の現地までの1往復分の交通費(救済者2名分まで)などです。



保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合



※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

基本補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	保険期間中の事故によるケガ* のため、事故の発生の日からそ の日を含めて180日以内に死 亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合 は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払い した傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお 支払いします。
	保険期間中の事故によるケガ* のため、事故の発生の日からそ の日を含めて180日以内に後 遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times$ $\text{約款所定の保険金支払割合(4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた 保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払 いたします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合 は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含 めて181日目における医師*の診断に基づき後 遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金 をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既に あった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し て、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合 は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払い した傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限 度となります。また、保険期間を通じてお支払いす る傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保 険金額が限度となります。
	保険期間中の事故によるケガ* のため、入院*された場合(以下、 この状態を「傷害入院」といい ます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期 間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害 入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保 険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180 日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷 害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該 当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重 ねてはお支払いしません。
	保険期間中の事故によるケガ* の治療*のため、傷害入院保 険金の支払対象期間*(1,095日) 中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (右上につづく)

傷害保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害手術 保険金 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約		(左下のつづく) (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとな ります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術につい てのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし ます。 ③医師診療報酬点数表に手術料が1日につき算定される ものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし ます。 ④医師診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複 数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとし て定められている区分番号に該当する手術について、 被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回 受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとな った直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内 に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
	保険期間中の事故によるケガ* のため、通院*された場合(以下、 この状態を「傷害通院」といい ます。) (注) 通院されない場合で、骨折、 脱臼、靭(じん)帯損傷等の ケガを被った所定の部位* を固定するために医師*の 指示によりギプス等*を常 時装着したときは、その日 数について傷害通院したも のとみなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期 間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院 の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保 険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90 日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院 された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷 害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該 当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重 ねてはお支払いしません。
日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約	①保険期間中の次のア.または イ.の偶然な事故により、他 人の生命または身体を害した り、他人の物を壊したりして、 法律上の損害賠償責任を負 われた場合 ②日本国内において保険期間 中の次のア.またはイ.の偶 然な事故により、誤って線路 へ立入ってしまったこと等が 原因で電車等*(*)を運行不 能*(*)にさせ、法律上の損害 賠償責任を負われた場合 (次ページにつづく)	$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律 上の損害賠償責任の額}$ + $\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日 までの遅延損害金}$ - $\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を 支払ったことにより代位取得するものがある場合は、 その価額}$ - $\text{免責金額}*(0円)$ (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度と なります。 (次ページにつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約	(前ページのつづき) ア.被保険者の居住の用に 供される住宅 ^(※3) の所有、 使用または管理に起因 する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に 起因する偶然な事故 (※1)電車、気動車、モノレール 等の軌道上を走行する陸 上の乗用車をいいます。 (※2)正常な運行ができなくな ることをいいます。ただし、 運行することにつき、物理 的な危険を伴うものをい います。 (※3)敷地内の動産および不動 産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、 配偶者 [*] 、同居の親族およ び別居の未婚 [*] の子となり ます。なお、これらの方が 責任無能力者である場合 は、親権者・法定監督義務 者・監督義務者に代わって 責任無能力者を監督する方 (責任無能力者の6親等内 の血族、配偶者および3親 等内の姻族に限ります。)を 被保険者とします。 「同居の親族」とは、本人ま たはその配偶者と同居の、 本人またはその配偶者の6 親等内の血族および3親等 内の姻族をいいます。 「別居の未婚の子」とは、本 人またはその配偶者と別居 の、本人またはその配偶者 の未婚の子をいいます。	(前ページのつづき) (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受 保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生ま たは拡大を防止するために必要または有益であった 費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険 者のお申出により、示談交渉をお引受けします。た だし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保 険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常 生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な 理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償 請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起され た場合には示談交渉を行うことができませんので ご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特 約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が 他にある場合、補償の重複が発生することがありま す。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご 確認いただいたうえでご加入ください。

オプション

受託物賠償責任 保険金 ★受託物賠償 責任補償特約	保険期間中で、受託物 ^(※1) を住宅 内保管中または一時的に住宅 外で管理している間に、損壊 ^(※2) ・ 紛失・盗難にあったことにより、 受託物について正当な権利を 有する方に対して法律上の損害 賠償責任を負われた場合 (※1)「受託物」とは、被保険者 が日本国内において、日 常生活の必要に応じて他人 (レンタル業者を含みます 。)から預かった財産的 価値を有する有体物をい います。ただし、別記の「補 (右上へつづく)	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律 上の損害賠償責任の額 ^(※) +
		判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日 までの遅延損害金 -
		被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を 支払ったことにより代位取得するものがある場合は、 その価額 -
	免責金額 [*] (1回の事故につき5,000円) (※)被害受託物の時価額が限度となります。 (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支 払いの限度となります。 (右上へつづく)	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
受託物賠償責任 保険金 ★受託物賠償 責任補償特約	(左下のつづき) 償対象外となる主な「受 託物」を除きます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損ま たは汚損をいいます。た だし、滅失には盗難、紛失ま たは詐取を含みません。 (注)被保険者の範囲は、本人、 配偶者 [*] 、同居の親族およ び別居の未婚 [*] の子となり ます。なお、これらの方が 責任無能力者である場合 は、親権者・法定監督義務 者・監督義務者に代わって 責任無能力者を監督する方 (責任無能力者の6親等内 の血族、配偶者および3親 等内の姻族に限ります。)を 被保険者とします。「同居 の親族」とは、本人または その配偶者と同居の、本人 またはその配偶者の6親等 内の血族および3親等内の 姻族をいいます。「別居の未 婚の子」とは、本人または その配偶者と別居の、本人 またはその配偶者の未婚の 子を含みます。	(左下のつづき) (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受 保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生ま たは拡大を防止するために必要または有益であった 費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特 約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が 他にある場合、補償の重複が発生することがありま す。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確 認いただいたうえでご加入ください。
携行品損害 保険金 ★携行品損害補 償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害 補償特約用) セット ☆携行品損害補 償特約の保険 の対象の追加 に関する特約	保険期間中の偶然な事故(盗 難・破損・火災など)により、携 行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者 が住宅(敷地を含みます。)外 において携行している 被保険者所有の身の回り 品 ^(※2) をいいます。ただし、 別記の「補償対象外とな る主な「携行品」」を除き ます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険 者が所有する、日常生活に おいて職務の遂行以外の 目的で使用する動産(カメ ラ、衣類、レジャー用品等) をいいます。	損害の額 - 免責金額 [*] (1回の事故につき5,000円) (注1)損害の額は、再調達価額 [*] によって定めます。ただし、 被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定 めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合にお いては、損害発生直前の状態に復するのに必要な 修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落 損)は含みません。この場合においても、修繕費が 再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額 とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて 10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車 券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊 券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期 券は含まれません。)もしくは小切手については1回 の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害 保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特 約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が 他にある場合、補償の重複が発生することがありま す。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確 認いただいたうえでご加入ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
弁護士費用等 保険金・法律 相談費用保険金 ★弁護士費用 特約	①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律相談 ^(※2) を行った場合 (※1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊 ^(※3) または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (※2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (※3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等 [*] の額 ^(※1) 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用 [*] の額 ^(※2) (※1)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (※2)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (※3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注1)保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者 [*] から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額」と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
救済者費用等 保険金 ★救済者費用等 補償特約	救済対象者 [*] が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者 ^(※) が費用を負担された場合 ①保険期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ [*] のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院 [*] された場合 (※)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救済対象者または救済対象者の親族 [*] をいいます。	救済者費用等の額 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救済対象者 [*] の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救済者 [*] の現地 ^(※1) までの1往復分の交通費(救済者2名分まで) ^(※2) ウ. 救済者の現地 ^(※1) および現地 ^(※1) までの行程での宿泊料(救済者2名分かつ1名につき14日分まで) ^(※2) エ. 死亡されたまたは治療 [*] を継続中の救済対象者を現地 ^(※1) から移送する費用 オ. 諸雑費(救済者の渡航手続費および救済対象者または救済者が現地 ^(※1) において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (※1)事故発生地または救済対象者の収容地をいいます。 (※2)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は含みません。

(右上へつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
救済者費用等 保険金 ★救済者費用等 補償特約		(左下のつづき) (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救済者費用等保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。

- 家族コースは「家族型への変更に関する特約」「被保険者の範囲の変更に関する特約(家族型への変更に関する特約用)」がセットされているため、被保険者の範囲を、後記「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
- 夫婦コースは「夫婦型への変更に関する特約」「被保険者の範囲の変更に関する特約(本人型または夫婦型用)」がセットされているため、被保険者の範囲を、後記「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
- 個人コースは「被保険者の範囲の変更に関する特約(本人型または夫婦型用)」がセットされているため、被保険者の範囲を、後記「契約概要のご説明」の「被保険者(補償の対象者)の範囲」に記載のとおり変更します。
- いずれの基本補償コースにも天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ^{*}のときも、傷害保険金をお支払いします。
- いずれの基本補償コースにも熱中症危険補償特約がセットされているため、保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

基本補償

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気[*]または心神喪失によるケガ
傷害後遺 障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[*]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷害入院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	<ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] ●入浴中の溺水[*](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)
傷害手術 保険金 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	<ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)[*]によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[*]を用いて競技等[*]をしている間のケガ
傷害通院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

など

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物(賃貸物件を含みます。)を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>

オプション

受託物賠償責任 保険金 ★受託物賠償 責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族[*]に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
------------------------------------	---

携行品損害 保険金 ★携行品損害 補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害 補償特約用) セット ☆携行品損害補 償特約の保険 の対象の追加 に関する特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族[*]の故意による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 <p style="text-align: right;">(右上につづく)</p>
---	---

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害 保険金 ★携行品損害 補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害 補償特約用) セット ☆携行品損害補 償特約の保険 の対象の追加 に関する特約	<p>(左下のつづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
弁護士費用等 保険金・法律 相談費用保険金 ★弁護士費用 特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等[*]の無資格運転または酒気帯び運転[*]中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用動産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石棉等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談[*]を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 <p style="text-align: right;">など</p>
救護者費用等 保険金 ★救護者費用等 補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、救護対象者[*]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気[*]または心神喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 <p style="text-align: right;">(次ページにつづく)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
救済者費用等 保険金 ★救済者費用等 補償特約	(前ページのつづき) ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなくなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなくなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 など

補償対象外となる運動等
山岳登山 ^(*) 、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機 ^(*) 操縦 ^(*) 、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機 ^(*) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*2)ライダーおよび飛行船は含みません。 (*3)職務として操縦する場合は含みません。 (*4)モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な受託物
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

補償対象外となる主な携行品
船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本(本などの原稿)、設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

生活サポートサービスのご案内

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。
 パナファミリー傷害保険のご加入者とその同居のご家族向け専用サービスです。

専用ダイヤル 0120-033-939

健康・医療

年中無休/24時間対応

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

暮らしの相談

平日14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談(弁護士・税理士との相談は予約制)

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、パナニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

介護

年中無休/24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

情報提供・紹介サービス

平日10:00~17:00

- 子育て相談(12歳以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。 URL https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

●平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。 ●お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
 ●本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
 ●本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※印の用語のご説明



ア行	医学的他覚所見のないもの 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。				
	医師 被保険者以外の医師をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>特約名称</th> <th>特約固有の「医師」の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救済者費用等補償特約</td> <td>救済対象者*以外の医師</td> </tr> </tbody> </table>	特約名称	特約固有の「医師」の範囲	救済者費用等補償特約	救済対象者*以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲				
救済者費用等補償特約	救済対象者*以外の医師				
カ行	ギプス等 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。				
	救済者 救済対象者*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救済対象者の親族*(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。				
	救済対象者 普通保険約款における被保険者をいいます。				
	競技等 競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*)いずれもそのための練習を含みます。				
	行政書士が行う相談 行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。				
	頸(けい)部症候群 いわゆる「むちうち症」をいいます。				

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(*) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨・中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等 ^(*) の固定具を装着した場合に限り、 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、
後遺障害	治療 ^(*) の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ^(*) を除きます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払限度日数	支払対象期間 ^(*) 内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、制度説明書等記載の期間または日数とします。 適用される保険金の名称 ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、制度説明書等記載の期間または日数をいいます。なお、入院 ^(*) が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 適用される保険金の名称 ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金
司法書士が行う相談	司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 ^(*) を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(*) 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療 ^(*) に該当する診療行為 ^(*) 。 (*)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*)②の診療行為は、治療 ^(*) を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、 ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等 ^(*) 、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

サ行

タ行

ナ行

ハ行

マ行

親族	6親等内の血族、配偶者 ^(*) および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術 ^(*) を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
治療	医師 ^(*) が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療 ^(*) を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初のみ通院したものとみなします。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
入院	自宅等での治療 ^(*) が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 ^(*) の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
病気	被保険者が被ったケガ ^(*) 以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
弁護士費用等	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用 ^(*) を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支払う際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬 ^(*) 、司法書士報酬 ^(*) または行政書士報酬 ^(*) ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (*)弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 (*)書類の作成および書類の提出手続きの対価として算定される金額をいいます。
法律相談	次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為 ^(*) 、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。 ①弁護士が行う法律相談 ②司法書士が行う相談 ^(*) ③行政書士が行う相談 ^(*) (*)審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
法律相談費用	法律相談 ^(*) の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^(*)、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

パナファミリー傷害保険について

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

加入申込票の記入(入力)事項について	<ul style="list-style-type: none"> ●加入申込票に記入(入力)された内容が事実と相違する場合や該当項目にご記入(入力)がない場合には、保険契約を解除し(この場合既に払込みいただいた保険料も返還できません。)、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。 ●ご加入後に記載(入力)事項の変更が発生する場合は、事前にパナソニック保険サービス株式会社にご連絡ください。ご通知がないときは、保険金をお支払いしないことがあります。 ●ご加入の内容につきましては、「わたしの保険手帳」[EPOCHシステム]の福祉申込画面、もしくは給与明細の福祉制度加入状況にてご確認ください。 ●加入申込票にはEPOCH加入申込手続き画面を含みます。また、EPOCH加入申込手続き画面でお手続きの場合、制度説明書に記載の「記入」を「入力」に読み替えてください。
中途加入の取扱いについて	原則、申込日(毎月10日締切)の属する月の翌月1日が中途加入日(補償開始)となります。
中途脱退の取扱いについて	原則、中途脱退はできません。ただし、以下の場合は中途脱退できます。 <ol style="list-style-type: none"> ①死亡した場合 ②労使間の協定による休暇の場合(育児、介護休業等) ③退職または60才到達時に切替えのお手続きをされなかった場合 (注)補償終了となるタイミングについては、内容によって異なります。
期中でのコース変更の取扱い	原則、期中でのコース変更および特約変更(追加・削除)はできません。ただし、以下の場合は期中でのコース変更ができます。申込日(毎月10日締切)の属する月の翌々月1日が変更日となります。 <ul style="list-style-type: none"> ●以下の場合は、期中でのコース変更ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ①結婚・出産等により新たに配偶者・子ども・同居の親族を補償の対象とするための変更。 <ul style="list-style-type: none"> ●個人コースから夫婦コースへの変更 ●個人コースから家族コースへの変更 ●夫婦コースから家族コースへの変更 ②一斉募集期間終了後の配偶者の死亡・離婚等による家族、夫婦コースから個人コースへの変更。 ③新たに海外駐在員となられる方については、以下の「海外駐在員となり、渡航される方の取扱い」を別途ご確認ください。 (注)家族コースから夫婦コースへの変更はできませんのでご注意ください。
海外駐在員となり、渡航される方の取扱い	海外駐在員となり、渡航される方は以下のお手続きができます。原則、お手続き時に海外駐在員であることをお申し出いただいた場合は、毎月10日締切、翌月1日補償開始となります。 <ol style="list-style-type: none"> ①期中での増額(コース変更およびセット変更)ができます。 ②特約の追加ができます。 (注1)海外出張は含まれません。 (注2)帰任後の補償の見直しは、次回一斉募集期間中にお手続きください。
60才到達時または退職後の取扱い	補償を継続いただくにあたり、口座・住所登録手続きが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ●保険料の払込方法 保険料の払込方法は、給与控除(月払)から口座振替(年払)に変わります。 ●次回一斉募集 毎年5月下旬よりご案内を送付させていただきます。 (注)期日までに口座・住所登録手続きがない場合、最終保険料給与控除月翌月1日をもって補償が終了となります。 *所定のOB会にご入会の場合は、「パナソニックグループOB団体傷害保険」にご加入いただくことも可能です。
割引率について	団体割引率30%、損害率による割引率35%、大口契約割引率10%を連乗で適用しています。前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。 ※ただし、「天災危険補償特約」、「日常生活賠償特約」およびオプションについては下記ののとおり割引率が異なります。 ※「日常生活賠償特約」およびオプションについては団体割引率30%、損害率による割引率35%を適用し、約54%割引です。 ※「天災危険補償特約」部分については団体割引率30%を適用しています。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

〈保険金支払いの履行期〉

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

(※1)	保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
(※2)	保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(※3)	必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)*が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社から求められる書類をご提出いただけます。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

〈ご提出いただく書類〉

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

〈代理請求人について〉

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないうちは、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)*が保険金を請求することができます。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

(次ページにつづく)

<p>保険金をお支払いする場合に該当したとき</p>	<p>(前ページのつづき) ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」 ^(*)法律上の配偶者に限ります。 ●傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 ●傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。</p>
<p>国内賠償責任事故の示談交渉サービスについて</p>	<p>●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。 〈示談交渉サービス〉 ●日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。 〈示談交渉を行うことができない主な場合〉 ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合 ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合 ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p>
<p>保険契約者</p>	<p>この保険は、パナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。 この保険は、パナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。</p>
<p>ご契約の継続について</p>	<p>●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。</p>
<p>契約内容登録制度について</p>	<p>お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。</p>
<p>引受保険会社</p>	<p>この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社(引受幹事保険会社)、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となります。 なお、引受保険会社は2024年1月1日現在のものであり、今後変更することがあります。それぞれの会社の引受割合等、詳細はパナソニック保険サービス株式会社にお問い合わせください。</p>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることを本パンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

重要事項のご説明に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- ・保険金額(ご契約金額)
- ・保険期間(保険のご契約期間)
- ・保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入(入力)の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入(入力)いただきますようお願い申し上げます。記載・記入(入力)の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「性別」欄は正しくご記入(入力)いただいていますか？
 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入(入力)されていますか？
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。
上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

- 被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出(入力)が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、加入セットの変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

重要事項のご説明

契約概要のご説明

パナファミリー傷害保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者がパナソニック保険サービス株式会社または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって加入コースをお選びいただくことができます。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害や救済者費用などの日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入コース	被保険者 ^(※) の範囲 (○:被保険者の対象 —:被保険者の対象外)		
	本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
個人コース ^(※1)	○	—	—
特約 セット	家族コース ^(※1)	○	○
	夫婦コース ^(※1)	○	○

(※)救済者費用等補償特約においては「救済対象者」をいいます。

② 主な特約	特約固有の被保険者の範囲
携行品損害補償特約	上①表「被保険者の範囲」と同じ
日常生活賠償特約	(a)本人 ^(※2) (b)本人 ^(※2) の配偶者
受託物賠償責任補償特約	(c)同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救済者費用等補償特約	(a)保険契約者(申込人) (b)救済対象者(上①表の「被保険者の範囲」の方) (c)(b)の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)
弁護士費用特約	(a)本人 ^(※2) (b)本人 ^(※2) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子)

- (※1)個人コースには「被保険者の範囲の変更に関する特約(本人型または夫婦型用)」,家族コースには「家族型への変更に関する特約」および「被保険者の範囲の変更に関する特約(家族型への変更に関する特約用)」が、夫婦コースには「夫婦型への変更に関する特約」および「被保険者の範囲の変更に関する特約(本人型または夫婦型用)」がセットされます。
 - (※2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
 - (※3)次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
 - (※4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)続柄は、下表の基準で判断します。

該当の続柄	基準
左①の表「被保険者の範囲」における「その他親族」	保険期間の開始時または保険金支払事由発生の際におけるもの
左②表「特約固有の被保険者の範囲」における「同居の親族」「別居の未婚の子」	保険金支払事由発生の際におけるもの
「配偶者」や「救済対象者の親族」など上記以外の方	保険金支払事由発生の際におけるもの

なお、住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は本パンフレット(6~11ページ)のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本パンフレット(6~11ページ)をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレット(8~11ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット(6~11ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄および本パンフレット(1・3ページ)にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレット(2ページ)の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の合計保険料欄および本パンフレット(2ページ)にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

本パンフレット(1・3ページ)をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、この保険は月払のため、ご加入の脱退(解約)に際して一般的には解約返れい金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

パナファミリー傷害保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者がパナソニック保険サービス株式会社または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載(入力)内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入(入力)してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の氏名などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちにパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。

(注) 家族コースまたは夫婦コースにおいては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b. この保険契約^(*)を解約すること。

(*) 保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット(1・3ページ)記載の方法により払込みください。本パンフレット(1・3ページ)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレット(8～11ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、本パンフレット(1・3ページ)記載の方法により払込みください。本パンフレット(1・3ページ)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6 失効について

ご加入後に、被保険者(家族コースまたは夫婦コースにおいては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

この保険は、一斉募集期間中、退職または60才到達時に切替のお手続きをされない場合、労使間の協定による休暇の場合(育児、介護休暇等)、死亡した場合を除き、原則として中途脱退(解約)はお取り扱いしておりません。ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお申出ください。また、この保険は月払のため、ご加入の脱退(解約)に際して一般的には解約返れい金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8 保険会社破綻時等の取扱い

〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社またはパナソニック保険サービス株式会社までお問い合わせください。

9 個人情報の取扱いについて

本パンフレット(17ページ)をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店】パナソニック保険サービス株式会社 職域企画部 制度保険推進課

住 所:〒571-0057

大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

T E L:0570-087-115

eメール:pisj_hoken@ml.jp.panasonic.com

営業時間:平日 9時~17時30分

(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)

社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承願います。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

【三井住友海上お客さまデスク】

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起きた場合は

遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または下記にご連絡ください。

〈国内から〉

●24時間365日事故受付サービス【三井住友海上事故受付センター】

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

インターネット事故受付サービス

【三井住友海上保険金請求WEB】は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



〈海外から〉

●三井住友海上連絡先

TEL+81 (国番号)-6-6233-1525 (有料)

受付時間(日本時間):平日 9時~17時

(土日・祝日・年末・年始は休業させていただきます。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間[平日 9時15分~17時(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社とパナソニック保険サービス株式会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【引受保険会社】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

【パナソニック保険サービス】

パナソニック保険サービス株式会社（以下、「当社」）は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取り組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。お客さまにおかれましては、下記にご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 個人情報取扱事業者名

パナソニック保険サービス株式会社 代表取締役社長 小林 紀明
大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

2. 個人情報保護管理者

情報システム部 部長 長谷川 裕之

3. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

4. 個人情報の利用目的

【保険代理店業務に関する情報】

当社は、下記の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者（以下、「各社」）から業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。また、各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供のために利用させていただくことがあります。

損害保険会社	生命保険会社	少額短期保険業者
・三井住友海上火災保険株式会社 ・東京海上日動火災保険株式会社 ・損害保険ジャパン株式会社 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ・セコム損害保険株式会社 ・共栄火災海上保険株式会社 ・AIG 損害保険株式会社 ・セゾン自動車火災保険株式会社 ・アクサ損害保険株式会社	・三井住友海上あいおい生命保険株式会社 ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社 ・SOMPO ひまわり生命保険株式会社 ・アフラック生命保険株式会社	・SBI 日本少額短期保険株式会社 ・ジャパン少額短期保険株式会社 ・株式会社 justInCase ・東京海上ミレア少額短期保険株式会社 ・東京海上ウエスト少額短期保険株式会社 ・Mysurance 株式会社

各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載してあります。

【通話録音に関する情報】

- (1) お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認、ならびにご案内、資料発送等を正確に行うためのご連絡先の確認に利用します。
- (2) 電話応対を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等に利用します。

【お問い合わせに関する情報】

お問い合わせに対するご回答に利用します。

以上の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

5. 個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (4) 合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合
 - (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (6) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- また、個人データを第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

6. 個人情報の委託

当社は、取得した個人情報の取扱いの全部又は一部を、前記「4. 個人情報の利用目的」に必要な範囲において委託することがあります。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理をいたします。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（以下、「センシティブ情報」）を個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

8. 安全管理のために講じた措置

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

9. 個人情報の開示、訂正等のご請求

当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元にお取り次ぎいたします。また、当社の開示対象個人情報とは、採用応募に関する個人データ、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等については、次の URL を参照してください。（<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php>）

10. 個人情報提供の任意性

当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記「4. 個人情報の利用目的」に記載の業務が当社ではできなくなりますのでご注意ください。

11. 当社に対するご照会、ご相談および苦情について

下記窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

個人情報に関するお問い合わせ ご相談・苦情窓口	パナソニック保険サービス株式会社 CS部 〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階 TEL:06-6906-4573 eメール: pisj_cs@ml.jp.panasonic.com 営業時間:平日 9時～17時30分(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)
----------------------------	---

当社の個人情報の取扱いに関する詳細については、次の URL を参照してください。

（<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info04.php>）



20000472
改定日:2023年8月7日